

監査基準報告書 706 「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」の改正について

2024年9月26日

日本公認会計士協会

新	旧
監査基準報告書 706	監査基準報告書 706
<b>独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分</b>	<b>独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分</b>
2011年7月1日 改正 2011年12月22日 改正 2014年4月4日 改正 2015年5月29日 改正 2019年2月27日 改正 2020年4月9日 改正 2021年1月14日 改正 2021年8月19日 改正 2022年10月13日 改正 2023年1月12日 最終改正 2024年9月26日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第35号)	2011年7月1日 改正 2011年12月22日 改正 2014年4月4日 改正 2015年5月29日 改正 2019年2月27日 改正 2020年4月9日 改正 2021年1月14日 改正 2021年8月19日 改正 2022年10月13日 最終改正 2023年1月12日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第35号)
<b>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》</b> (省 略)	<b>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》</b> (省 略)
<b>《Ⅱ 要求事項》</b> (省 略)	<b>《Ⅱ 要求事項》</b> (省 略)
<b>《Ⅲ 適用指針》</b> <b>《1. 監査報告書における「強調事項」区分と監査上の主要な検討事項の関係》</b> (第2項及び第7項(2)参照) A1. 監査基準報告書701において、監査上の主要な検討事項は、当年度の財務諸表監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項であると定義されている。監査上の主要	<b>《Ⅲ 適用指針》</b> <b>《1. 監査報告書における「強調事項」区分と監査上の主要な検討事項の関係》</b> (第2項及び第7項(2)参照) A1. 監査基準報告書701において、監査上の主要な検討事項は、当年度の財務諸表監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項であると定義されている。監査上の主要

新	旧
<p>な検討事項は、当年度の財務諸表監査における重要な発見事項を含め、監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」第 16 項に基づいて監査役等とコミュニケーションした事項の中から選択される。監査上の主要な検討事項の報告により、想定される財務諸表の利用者に対して、当年度の財務諸表監査において監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項を理解するのに役立つ追加的な情報が提供される。また、監査上の主要な検討事項の報告は、想定される財務諸表の利用者が企業や監査済財務諸表における経営者の重要な判断が含まれる領域を理解するのに役立つ場合がある。監査基準報告書 701 が適用となる場合、「強調事項」区分の利用は、監査上の主要な検討事項の記載の代替とはならない。</p>	<p>な検討事項は、当年度の財務諸表監査における重要な発見事項を含め、監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」第 14 項に基づいて監査役等とコミュニケーションした事項の中から選択される。監査上の主要な検討事項の報告により、想定される財務諸表の利用者に対して、当年度の財務諸表監査において監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項を理解するのに役立つ追加的な情報が提供される。また、監査上の主要な検討事項の報告は、想定される財務諸表の利用者が企業や監査済財務諸表における経営者の重要な判断が含まれる領域を理解するのに役立つ場合がある。監査基準報告書 701 が適用となる場合、「強調事項」区分の利用は、監査上の主要な検討事項の記載の代替とはならない。</p>
(省 略)	(省 略)
<p><b>《2. 監査報告書における「その他の事項」区分》</b> (第 9 項及び第 10 項参照)</p>	<p><b>《2. 監査報告書における「その他の事項」区分》</b> (第 9 項及び第 10 項参照)</p>
<p><b>《(1) 「その他の事項」区分が必要となる可能性がある場合》</b></p>	<p><b>《(1) 「その他の事項」区分が必要となる可能性がある場合》</b></p>
(省 略)	(省 略)
<p><b>《監査人の責任又は監査報告書についての利用者の理解に関連する事項》</b></p>	<p><b>《監査人の責任又は監査報告書についての利用者の理解に関連する事項》</b></p>
<p>A10. 監査基準報告書 260 第 16 項は、計画された監査の範囲とその実施時期について、監査人が監査役等とコミュニケーションを行うことを要求しており、これには監査人により識別された特別な検討を必要とするリスクが含まれる。特別な検討を必要とするリスクに関する事項は監査上の主要な検討事項と判断される場合があるが、その他の監査計画及び範囲に関する事項（例えば、計画した監査の範囲、又は監査における重要性の適用）は、監査基準報告書 701 における定義から、通常、監査上の主要な検討事項とはならない。しかしながら、監査計画及び範囲に関する事項は、法令等により監査報告書において報告することが要求される場合、又は監査人が「その他の事項」区分で当該事項を報告することが必要であると考えられる場合がある。</p>	<p>A10. 監査基準報告書 260 第 14 項は、計画された監査の範囲とその実施時期について、監査人が監査役等とコミュニケーションを行うことを要求しており、これには監査人により識別された特別な検討を必要とするリスクが含まれる。特別な検討を必要とするリスクに関する事項は監査上の主要な検討事項と判断される場合があるが、その他の監査計画及び範囲に関する事項（例えば、計画した監査の範囲、又は監査における重要性の適用）は、監査基準報告書 701 における定義から、通常、監査上の主要な検討事項とはならない。しかしながら、監査計画及び範囲に関する事項は、法令等により監査報告書において報告することが要求される場合、又は監査人が「その他の事項」区分で当該事項を報告することが必要であると考えられる場合がある。</p>
(省 略)	(省 略)
<p>A12. 「その他の事項」区分は、監査人が我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づく監査人の責任に加えてその他の報告責任を有する状況（監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第 43 項及び第 45 項参照）、若しくは、監査人が追加的な特定の手続を実施し報告すること、又は特定の事項について意見を表明することを依頼されている状況を扱うものではない。</p>	<p>A12. 「その他の事項」区分は、監査人が我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づく監査人の責任に加えてその他の報告責任を有する状況（監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第 39 項及び第 40 項参照）、若しくは、監査人が追加的な特定の手続を実施し報告すること、又は特定の事項について意見を表明することを依頼されている状況を扱うものではない。</p>
(省 略)	(省 略)
<p><b>《IV 適用》</b></p>	<p><b>《IV 適用》</b></p>
(省 略)	(省 略)
以 上	以 上

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：A15項）</li> <li>－ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） （上記以外の修正箇所）</li> </ul> </li> <li>• 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正）</li> </ul> </li> <li>• 本報告書（2024年9月26日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」（2024年9月26日改正）</li> <li>－ 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正）</li> </ul> </li> </ul> <p>《付録1 「強調事項」区分の要求事項を含む監査基準報告書》（第4項及びA4項参照） （省略）</p> <p>《付録2 「その他の事項」区分の要求事項を含む監査基準報告書》（第4項参照） （省略）</p> <p>《付録3 「強調事項」区分及び「その他の事項」区分が設けられた監査報告書の文例》 （省略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：A15項）</li> <li>－ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） （上記以外の修正箇所）</li> </ul> </li> <li>• 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正）</li> </ul> </li> </ul> <p>《付録1 「強調事項」区分の要求事項を含む監査基準報告書》（第4項及びA4項参照） （省略）</p> <p>《付録2 「その他の事項」区分の要求事項を含む監査基準報告書》（第4項参照） （省略）</p> <p>《付録3 「強調事項」区分及び「その他の事項」区分が設けられた監査報告書の文例》 （省略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
以 上	以 上